

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とナウル共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H27.1.21 スババ（フ アイジー） で (同日)	日本側 花谷卓治在ナウル 大使（フアイジーにて兼轄） ナウル側 バロレン・ディンバ ベシ・ワンガ大統領兼外 務・貿易大臣	H27.2.9 35号
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とナウル共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 -----	H27.5.27 スババ（フ アイジー） で (同日)	日本側 花谷卓治在ナウル 大使（フアイジーにて兼轄） ナウル側 ジヤードン・ケ ン・ツァス在フアイジー ナウ ル高等弁務官	H27.6.8 183号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。